

## 幼児教育・保育の無償化について(国の無償化制度)

### ◎ 保育料(利用料)無償化の概要

認可外保育施設や一時預かり事業、ファミリーサポートセンター事業の保育料(利用料)について、3歳~5歳児は月額37,000円、市民税非課税世帯の0歳~2歳児は月額42,000円までを上限として無償となります。

無償化の対象となるためには、白石市から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

※年齢は4月1日時点を基準とします。

※給食、おやつ、行事などの保護者が負担する費用は対象外です。

※無償化対象として市町村の確認を受けていない施設は対象外です。

※認可保育所、幼稚園、認定こども園に在園している方は対象外です(ただし、通園する幼稚園で実施する預かり保育が一定の日数・時間数に満たない場合は対象となる場合があります)。

### ◎ 保育の必要性があると認められる場合について(主なもの)

- ・1か月に64時間以上就労している(自営業・内職など含む)
- ・妊娠中・出産後の一定期間
- ・病気・障がい
- ・同居または長期入院している親族の介護・看護
- ・災害復旧
- ・求職活動(起業準備含む)※90日まで
- ・就学(職業訓練校等における職業訓練含む) など

### ◎ 預かり保育料無償化手続きについて(提出書類)

- ①「子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書」
- ②「保育の必要性を証明する書類(就労証明書など)」
- ③「保育所等利用申込み等の不実施に係る理由書」

①~③をこども未来課(白石市役所1F)へ提出してください。

※申請者のマイナンバー確認書類(申請者本人分のみ)と、窓口へ来られる方の身分証明書(顔写真付き)をご持参ください。郵送の場合は、申請者のマイナンバーと身元確認ができる書類のコピーを添付してください。

※マイナンバーと身元を確認する書類とは

マイナンバーカードをお持ちの方…表面で身元確認、裏面で番号確認を行います。郵送の場合は両面のコピーを添付してください。

マイナンバーカードをお持ちでない方…運転免許証など顔写真付き身分証明書+個人番号通知カード(住所変更をしていないもの)や、マイナンバーが記載された住民票。郵送の場合はコピーを添付してください。

※日付を遡っての申請はできません。

### ◎ 現況確認について

保育の必要性が継続していることを確認するため、年1回現況届及び保育を必要とすることを証明する書類を提出いただきます。手続きについては、実施時期にあらためてご案内します。

また、住所や保育の必要性の要件等を変更する場合は、変更手続きが必要です。

### 【お問い合わせ先】

白石市教育委員会教育部こども未来課 Tel0224-22-1363  
〒989-0292 白石市大手町1-1  
E-mail:kodomomirai@city.shiroishi.miyagi.jp